

## 就学援助は、

学校教育法に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことを目的としています。

## 対象者は、

町内に在住し、町立小学校または中学校に在学する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護及び準要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた保護者です。

## 対象項目は、

- 1)学用品費 2)体育実技用具費 3)新入学学用品費 4)修学旅行費  
5)給食費 6)医療費 7)通学用品費などです。

## 給食費について見てみましょう

平成13年度にこの制度によって援助された給食費は次のとおりです。

	児童・生徒数	援助者数	割合	援助費
小学校	1,211人	309人	25.5%	1,207万円
中学校	685人	170人	24.8%	756万円
合計	1,896人	479人	25.3%	1,963万円

小・中学校の児童・生徒の1/4は就学援助制度により、給食費の援助を受けたこととなります。

	児童・生徒数	援助者数	割合	援助費
音更町	3,964人	501人	12.6%	2,101万円
幕別町	2,520人	252人	10.0%	974万円
新得町	615人	68人	11.1%	285万円
清水町	1,016人	90人	8.9%	349万円
芽室町	1,896人	479人	25.3%	1,963万円

※芽室町は、援助対象者の割合(25.3%)が極めて高いということがわかります。これは、「各町によって援助に係る認定基準が違う」ということも要因の1つです。

平成13年度就学援助費全体では、3,876万円

(うち国庫補助金 868万円(22%)  
残り約3,000万円は町税などの一般財源)

小・中学校の管理等に要した経費約3億2,000万円の12%に及び、様々な経費の中でも大きな割合を占めているといえます。

近所の奥さんが就学援助という制度で給食費を払ってもらってるって言ってたけど、どんな制度なの？



他の町の状況はどうなっているの？

